

定 款

社会福祉法人三穂の園

社会福祉法人三穂の園定款

第一章 総則

(目的)

第一条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第一種社会福祉事業

(イ) 障害者支援施設の経営

(2) 第二種社会福祉事業

(イ) 障害福祉サービス事業の経営

(ロ) 移動支援事業の経営

(ハ) 相談支援事業の経営

(ニ) 障害児通所支援事業の経営

(ホ) 障害児相談支援事業の経営

(名称)

第二条 この法人は、社会福祉法人三穂の園という。

(経営の原則等)

第三条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を确实、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、地域の学校を長く休んでいる児童、生徒たちの支援活動をするため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第四条 この法人の事務所を岡山県倉敷市玉島服部字弥高3788番地1に置く。

第二章 評議員

(評議員の定数)

第五条 この法人に評議員七名を置く。

(評議員の選任及び解任)

第六条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

- 2 評議員選任・解任委員会は、監事1名、事務局員1名、外部委員1名の合計3名で構成する。
- 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

(評議員の任期)

第七条 評議員の任期は、選任後四年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第五条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第八条 評議員に対して、無報酬とする。

第三章 評議員会

(構成)

第九条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第一〇条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認

(9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第一条 評議員会は、定時評議員会として毎年度五月に一回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第二条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第三条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。また、評議員会に議長を置き、議長はその都度選任する。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の三分の二以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 定款の変更

(3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第一項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第一五条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 第一項及び第二項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第四条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人二名がこれに記名押印する。

第四章 役員及び職員

(役員の定数)

第十五条 この法人には、次の役員を置く。

(1) 理事 六名

(2) 監事 二名

2 理事のうち一名を理事長とする。

3 理事長以外の理事のうち、一名を副理事長とし、副理事長をもって社会福祉法第四五条の一六第二項

第二号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第一六条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第一七条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、副理事長は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 理事長及び副理事長は、三箇月に一回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第一八条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第一九条 理事又は監事の任期は、選任後二年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事又は監事は、第一五条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第二〇条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第二一条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(職員)

第二二条 この法人に、職員を置く。

2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員(以下「施設長等」という。)は、理事会において、選任

及び解任する。

3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第五章 理事会

(構成)

第二三条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第二四条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び副理事長の選定及び解職

(招集)

第二五条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、副理事長が理事会を招集する。副理事長が同様のときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第二六条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第二七条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第六章 資産及び会計

(資産の区分)

第二八条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産及び公益事業用財産の三種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

- (1) 岡山県倉敷市玉島服部字弥高3788番1所在の住倉学園敷地 (4814 m²)
- (2) 岡山県倉敷市玉島服部字弥高3789番1所在の住倉学園敷地 (6816 m²)
- (3) 岡山県倉敷市玉島服部字弥高3789番2所在の住倉学園敷地 (3658 m²)
- (4) 岡山県倉敷市玉島服部字弥高3788番8所在の住倉学園敷地 (197 m²)
- (5) 岡山県倉敷市玉島服部字弥高3784番16所在の住倉学園敷地 (63 m²)
- (6) 岡山県倉敷市真備町服部字谷本1858番所在の通所住倉敷地 (1720 m²)
- (7) 岡山県倉敷市中畝二丁目666番2所在のグループホーム住倉敷地
(1178.68 m²、持分1000分の33)
- (8) 岡山県倉敷市中畝二丁目666番2所在のグループホーム住倉敷地
(1178.68 m²、持分2000分の66)
- (9) 岡山県倉敷市真備町服部字関谷ノ上3443番所在の通所住倉敷地 (14709 m²)
- (10) 岡山県倉敷市真備町服部字関谷ノ上3444番所在の通所住倉敷地 (12071 m²)
- (11) 岡山県倉敷市真備町服部字関谷ノ上3445番所在の通所住倉敷地 (15685 m²)
- (12) 岡山県倉敷市真備町箭田字西奥尻2439番所在の住倉箭田作業所敷地 (8189 m²)
- (13) 岡山県倉敷市真備町箭田字西奥尻2437番所在の住倉箭田作業所敷地 (1387 m²)
- (14) 岡山県倉敷市真備町箭田字西奥尻2443番2所在の住倉箭田作業所敷地 (18 m²)
- (15) 岡山県倉敷市真備町箭田字西奥尻2445番所在の住倉箭田作業所敷地 (13 m²)
- (16) 岡山県倉敷市真備町箭田字西奥尻2416番1所在の住倉箭田作業所敷地 (404.92 m²)
- (17) 岡山県倉敷市真備町箭田字西奥尻2417番所在の住倉箭田作業所敷地 (417 m²)
- (18) 岡山県倉敷市真備町箭田字西奥尻2415番1所在の住倉箭田作業所敷地 (159.97 m²)
- (19) 岡山県倉敷市真備町箭田字西奥尻2418番6所在の住倉箭田作業所敷地 (28.59 m²)
- (20) 岡山県倉敷市真備町箭田字西奥尻2418番8所在の住倉箭田作業所敷地 (155.86 m²)
- (21) 岡山県倉敷市真備町箭田字中之池内2449番の第2ドリームガーデン敷地 (1267 m²)
- (22) 岡山県総社市三須字中須賀1127番1の住倉総社作業所敷地 (705.53 m²)
- (23) 岡山県総社市三須字上天満1128番1の住倉総社作業所敷地 (204 m²)
- (24) 岡山県倉敷市真備町服部字中坪769番1所在の通所住倉敷地 (622 m²)
- (25) 岡山県倉敷市真備町服部字辻堂980番所在の通所住倉敷地 (1493 m²)
- (26) 岡山県倉敷市真備町有井字池田2500番所在の通所住倉敷地 (2329 m²)
- (27) 岡山県倉敷市真備町箭田字中之池内2481番1所在の通所住倉敷地 (928 m²)
- (28) 岡山県倉敷市真備町有井字池田2490番所在の通所住倉敷地 (1585 m²)
- (29) 岡山県倉敷市真備町服部字辻堂1000番1所在の通所住倉敷地 (1446 m²)
- (30) 岡山県倉敷市真備町服部字原1118番1所在の通所住倉敷地 (2142 m²)
- (31) 岡山県倉敷市真備町服部字原1119番1所在の通所住倉敷地 (1693 m²)
- (32) 岡山県倉敷市真備町服部字原1116番所在の通所住倉敷地 (1233 m²)
- (33) 岡山県倉敷市真備町服部字関屋451番1所在の通所住倉敷地 (215 m²)
- (34) 岡山県倉敷市真備町服部字原1090番1所在の通所住倉敷地 (2488 m²)
- (35) 岡山県倉敷市真備町服部字谷本1850番5所在の通所住倉敷地 (164.75 m²)
- (36) 岡山県倉敷市真備町服部字谷本1850番12所在の通所住倉敷地 (61.03 m²)

- (37) 岡山県倉敷市玉島八島字五丁地1436番1所在の玉島児童発達支援センター敷地
(1399㎡)
- (38) 岡山県倉敷市玉島八島字五丁地1437番1所在の玉島児童発達支援センター敷地
(1394㎡)
- (39) 岡山県倉敷市真備町服部字中坪827番1所在の通所住倉敷地 (1694㎡)
- (40) 岡山県倉敷市真備町服部字山手下845番1所在の通所住倉敷地 (927㎡)
- (41) 岡山県倉敷市真備町服部字原3861番所在の通所住倉敷地 (75㎡)
- (42) 岡山県倉敷市真備町服部字原3862番所在の通所住倉敷地 (11㎡)
- (43) 岡山県倉敷市真備町服部字原3863番所在の通所住倉敷地 (117㎡)
- (44) 岡山県小田郡矢掛町横谷字慶知庵前1365番1所在のワークハウス住倉横谷敷地
(435.11㎡)
- (45) 岡山県小田郡矢掛町横谷字慶知庵前1366番1所在のグループホーム住倉敷地 (123㎡)
- (46) 岡山県小田郡矢掛町横谷字慶知庵前1367番1所在のグループホーム住倉敷地 (442㎡)
- (47) 広島県福山市青葉台一丁目4番3所在の三穂の園敷地 (401㎡)
- (48) 広島県福山市青葉台一丁目208番5所在の三穂の園敷地 (787.25㎡)
- (49) 広島県福山市青葉台一丁目209番所在の三穂の園敷地 (845.87㎡)
- (50) 広島県福山市青葉台一丁目210番1所在の三穂の園敷地 (555.25㎡)
- (51) 岡山県倉敷市玉島八島字糸崎二丁目786番1所在の三穂の園敷地 (724㎡)
- (52) 岡山県倉敷市玉島八島字糸崎二丁目864番1所在の三穂の園敷地 (740㎡)
- (53) 岡山県倉敷市玉島八島字糸崎二丁目866番1所在の三穂の園敷地 (1528㎡)
- (54) 岡山県倉敷市玉島八島字島山東二丁目880番1所在の三穂の園敷地 (289㎡)
- (55) 岡山県倉敷市玉島八島字島山東二丁目881番1所在の三穂の園敷地 (377㎡)
- (56) 岡山県倉敷市玉島八島字島山東二丁目883番1所在の三穂の園敷地 (348㎡)
- (57) 岡山県倉敷市玉島八島字島山東二丁目885番1所在の三穂の園敷地 (235㎡)
- (58) 岡山県倉敷市玉島八島字島山東二丁目887番1所在の三穂の園敷地 (89㎡)
- (59) 岡山県倉敷市玉島服部字弥高3788番1所在の鉄筋コンクリート造セメント瓦葺2階建
住倉学園
管理棟1棟 (729.51㎡)
男子棟1棟 (780.89㎡)
女子棟1棟 (897.48㎡)
- (60) 岡山県倉敷市玉島服部字弥高3788番1所在の鉄骨造スレート葺平家建 通所住倉
作業所1棟(128㎡)
- (61) 岡山県倉敷市玉島服部字弥高3788番1所在のコンクリートブロック造陸屋根平家建
住倉学園
機械室1棟 (8㎡)
- (62) 岡山県倉敷市中畝二丁目666番2の4所在の鉄筋コンクリート造1階建
グループホーム住倉
居宅 (62.34㎡)

- (63) 岡山県倉敷市玉島服部字弥高3788番1所在の鉄骨造スレートぶき2階建 住倉学園
作業所1棟 (212.52㎡)
- (64) 岡山県倉敷市中畝二丁目666番2の23所在の鉄筋コンクリート造1階建
グループホーム住倉
居宅 (62.34㎡)
- (65) 岡山県倉敷市玉島服部字弥高3788番1所在の鉄骨造アルミニウム板ぶき2階建
住倉学園
作業所1棟 (207.36㎡)
- (66) 岡山県倉敷市玉島服部字弥高3788番1所在の鉄骨造アルミニウム板ぶき平家建
住倉学園
作業所1棟 (103.68㎡)
- (67) 岡山県倉敷市真備町箭田字西奥尻2439番所在の木造セメントかわら・スレートぶき2階建
日中一時支援住倉
居宅・物置1棟 (66.84㎡)
- (68) 岡山県倉敷市真備町箭田字西奥尻2439番所在の木造スレートぶき平家建 日中一時支援住倉
倉庫1棟 (50.4㎡)
- (69) 岡山県倉敷市真備町箭田字西奥尻2439番の2所在の鉄骨造スレートぶき平家建
住倉箭田作業所
作業所1棟 (344.25㎡)
- (70) 岡山県倉敷市真備町箭田字西奥尻2439番の3所在の鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平家建
住倉箭田作業所
事務所・食堂1棟 (352.00㎡)
作業所1棟 (453.68㎡)
- (71) 岡山県倉敷市真備町箭田字西奥尻2439番の4所在の鉄骨造かわらぶき平家建
グループホーム住倉
ケアホーム1棟 (232.20㎡)
- (72) 岡山県倉敷市真備町箭田字西奥尻2439番の5所在の鉄骨造かわらぶき平家建
グループホーム住倉
ケアホーム1棟 (232.20㎡)
- (73) 岡山県倉敷市真備町箭田字西奥尻2439番の6所在の鉄骨造かわらぶき平家建
グループホーム住倉
ケアホーム1棟 (232.20㎡)
- (74) 岡山県総社市三須字中須賀1127番地1所在の鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺 住倉総社作業所
平家建 給油所1棟 (74.79㎡)
2階建 作業場・会議室1棟 (182.3㎡)
- (75) 岡山県総社市西郡字樋ノ尻449番3所在の軽量鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき 住倉総社作業所
平家建 店舗1棟 (79.11㎡)
- (76) 岡山県倉敷市真備町箭田字西奥尻2439番の7所在の鉄骨造かわらぶき平家建

- グループホーム住倉
ケアホーム1棟(232.20㎡)
- (77) 岡山県倉敷市真備町箭田字西奥尻2439番の8所在の鉄骨造かわらぶき平家建
グループホーム住倉
ケアホーム1棟(233.25㎡)
- (78) 岡山県倉敷市真備町箭田字中之池内2449番所在の軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建
第2ドリームガーデン
作業所1棟(201.07㎡)
- (79) 岡山県倉敷市真備町服部字谷本1850番5所在の木造合金メッキ鋼板ぶき2階建 ワークハウ
ス住倉
店舗・事務所1棟(76.16㎡)
- (80) 岡山県倉敷市真備町箭田字西奥尻2416番地1、2417番地所在の鉄骨造合金メッキ鋼板
ぶき平家建 住倉箭田作業所
作業所1棟(288.00㎡)
- (81) 岡山県倉敷市玉島八島字五丁地1436番地1、1437番地1所在の鉄骨造合金メッキ鋼板
ぶき2階建 玉島児童発達支援センター
児童発達支援センター1棟(703.46㎡)
- (82) 岡山県倉敷市真備町箭田字西奥尻2437番地所在の鉄骨造かわらぶき2階建
グループホーム住倉
ケアホーム1棟(270.40㎡)
- (83) 岡山県倉敷市真備町箭田字西奥尻2437番地所在の鉄骨造かわらぶき2階建
グループホーム住倉
グループホーム1棟(270.40㎡)
- (84) 岡山県倉敷市真備町箭田字中之池内2449番地所在の鉄骨造かわら・合金メッキ鋼板ぶき
2階建 グループホーム住倉
グループホーム1棟(324.24㎡)
- (85) 岡山県倉敷市玉島八島字五丁地1436番地1、1437番地1所在の軽量鉄骨造スレートぶ
き平家建 玉島児童発達支援センター
児童発達支援センター1棟(32.94㎡)
- (86) 岡山県倉敷市玉島服部字弥高3789番地2所在の鉄骨造かわらぶき平家建 住倉学園
地域交流広場1棟(231.4㎡)
- (87) 岡山県小田郡矢掛町横谷字慶知庵前1365番地1所在の鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平家建
ワークハウス住倉横谷
福祉作業所1棟(188.64㎡)
- (88) 岡山県小田郡矢掛町横谷字慶知庵前1367番地1所在の鉄骨造かわらぶき2階建
グループホーム住倉
グループホーム1棟(257.76㎡)
- (89) 岡山県小田郡矢掛町横谷字慶知庵前1367番地1、1366番地1所在の鉄骨造かわらぶき

2階建 グループホーム住倉

グループホーム1棟（257.76㎡）

- 3 その他財産は、基本財産、公益事業用財産以外の財産とする。
- 4 公益事業用財産は第三六条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。
- 5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第二項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

（基本財産の処分）

第二九条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、岡山県知事の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、岡山県知事の承認は必要としない。

- 一 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- 二 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

（資産の管理）

第三〇条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

（事業計画及び収支予算）

第三一条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）

第三二条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
- (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第一号、第三号、第四号及び第六号の書類については、定時評議員

会に提出し、第一号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第一項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に五年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第三三条 この法人の会計年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第三四条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第三五条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の三分の二以上の同意がなければならない。

第七章 公益を目的とする事業

(種別)

第三六条 この法人は、社会福祉法第二六条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

- (1) 福祉有償運送
- (2) 日中一時支援事業

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の三分の二以上の同意を得なければならない。

第八章 解散

(解散)

第三七条 この法人は、社会福祉法第四六条第一項第一号及び第三号から第六号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第三八条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第九章 定款の変更

（定款の変更）

第三九条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、岡山県知事の認可（社会福祉法第四五条の三六第二項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を岡山県知事に届け出なければならない。

第十章 公告の方法その他

（公告の方法）

第四〇条 この法人の公告は、社会福祉法人三穂の園の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

（施行細則）

第四一条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理事長	岡	民	子		
理事	土	師	照	男	
理事	岡	野	田	鶴	子
理事	岡	泰	子		
理事	青	本	セ	ツ	
理事	武	本	勉		
監事	津	尾	正	夫	
監事	板	沢	恵	子	

2 この定款は、所轄庁の設立認可があった日から施行する。

平成 5年 7月 16日 施行

この定款は、所轄庁の変更の認可があった日から施行する。

平成 12年 3月 31日 施行

平成 14年 11月 7日 施行

平成 15年 10月 23日 施行

平成 16年 7月 15日付けの定款変更に伴い設置された評議員会の評議員 13名の任期は、定款第 17条の規定にかかわらず、平成 17年 3月 31日までとする。

平成 17年 4月 5日 施行

平成 18年 4月 20日 施行

平成 19年 1月 17日 施行

平成 19年 6月 20日 施行

平成 20年 2月 13日 施行

平成 20年 7月 9日 施行

平成 21年 1月 16日 施行

平成 21年 4月 13日 施行

平成 21年 6月 24日 施行

平成 22年 4月 19日 施行

平成 22年 8月 6日 施行

平成 22年 11月 16日 施行

平成 23年 11月 24日 施行

平成 24年 6月 18日 施行

平成 25年 6月 6日 施行

平成 25年 9月 24日 施行

平成 26年 7月 11日 施行

平成 28年 2月 18日 施行

この定款は平成29年4月1日から施行する。ただし、第二八条は岡山県知事の認可の日から施行する。

社会福祉法人三穂の園定款細則

(趣旨)

第1条 この細則は、社会福祉法人三穂の園定款（以下「定款」という。）の施行に必要な事項を、同定款第四一条の規定にしたがって定める。

(理事長の専決事項)

第2条 理事長は、定款第二四条第1項により次に掲げる事項を専決できるものとする。

- (1) 「施設長の任免その他重要な人事」を除く職員の任免
- (2) 職員の日常の労務管理・福利厚生に関すること
- (3) 債権の免除・効力の変更のうち、当該処分が法人に有利であると認められるもの、その他やむを得ない特別の理由があると認められるもの（法人運営に重大な影響があるものを除く。）
- (4) 設備資金の借入に係る契約であって予算の範囲内のもの
- (5) 建設工事請負や物品納入等の契約のうち次に掲げる事項（社会福祉法人三穂の園経理規程第六七条により随意契約ができることとされている金額を超えないものに限る。）
 - ア 日常的に消費する給食材料、消耗品等の日々の購入
 - イ 施設設備の保守管理、物品の修理等
 - ウ 緊急を要する物品の購入等
- (6) 基本財産以外の固定資産の取得及び改良等のための支出並びにこれらの処分（当該取得金額等が200万円を超えるもの等法人運営に重大な影響があるものを除く。）
- (7) 損傷その他の理由により不要となった物品又は修理を加えても使用に耐えないと認められる物品の売却又は廃棄（当該物品の評価額が160万円を超えるものを除く。）
- (8) 予算上の予備費の支出
- (9) 入所者・利用者の日常の処遇に関すること
- (10) 入所者の預り金の日常の管理に関すること
- (11) 寄付金の受入れに関する決定（法人運営に重大な影響があるものを除く。）

(施行)

第3条 この施行細則の施行に必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この施行細則は、平成11年 4月 1日から施行する。

この施行細則は、平成29年 4月 1日から施行する。